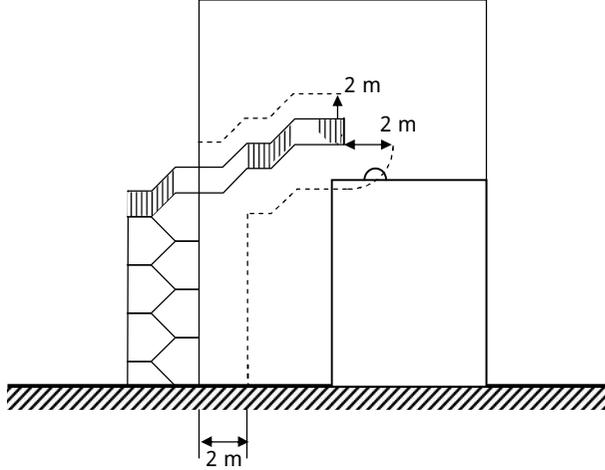
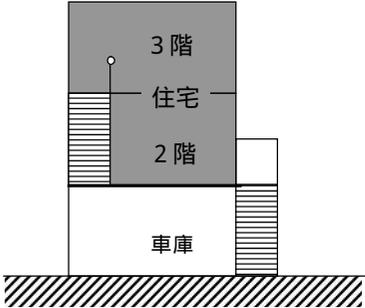
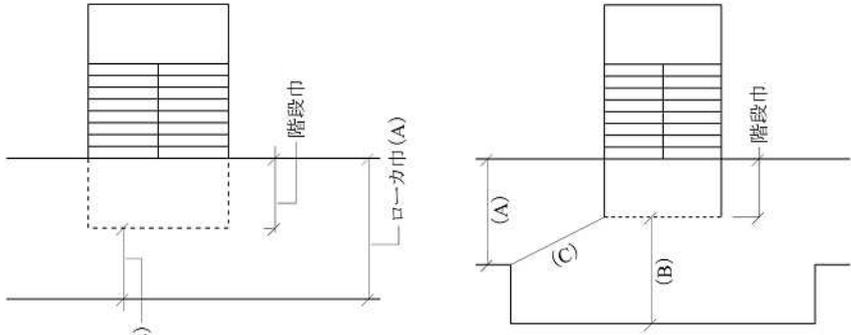
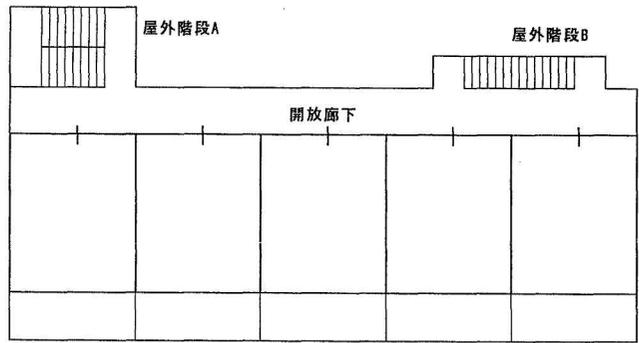


整理 番号	頁	質 問	回 答
1	P1	本項目の対象はあくまで防火避難上についてのみ言及したものか(採光・換気等他の法令については別と考えてよいか)。	貴見のとおりである。本文一行目にあるとおり令第5章(避難施設等)の適用に限った扱いである。
2	P3	解説中「バイク置場は含まない」とあるが、この「バイク」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車(125ccを超えるもの)と考えてよいか。(参照:昭29・7・13住指発850)	可燃物の燃料を使用するバイクは総排気量に関係なく、火災の発生のおそれが少ないものとは扱えない。なお、電動式原付自転車についてはこの限りでない。
3	P8、P57	P8解説の欄に「トップライトは、...開口部であるとともに屋根でもあり、...」との記述があるが、屋外避難階段に近接するトップライトもP57と同様の規制があると考えてよいか。	<p>図のように階段の床面から2 m以内にあるトップライトはP 5 7 を適用し設置は望ましくない。</p> 

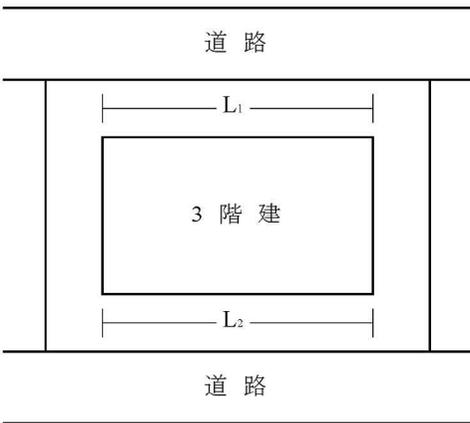
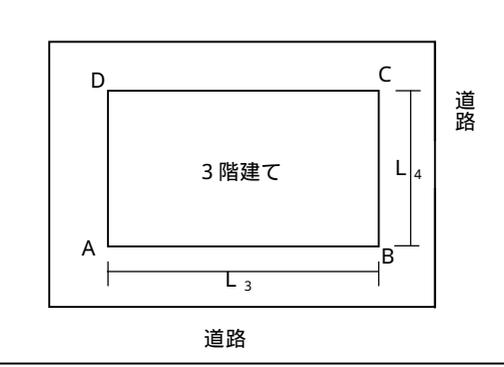
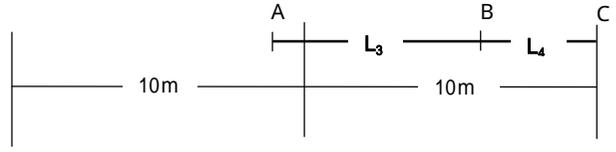
整理 番号	頁	質 問	回 答
4	P10	耐火構造の壁として告示の例示仕様に定められている「ALC板等」について、耐火構造の外壁（非耐力壁）として使用する場合には、昭41住指発59号により、「支持するための金属製取り付け金具は鋼材で造らなければならない（耐火被覆は不要）。ただし、他の材料で造られたものであっても、耐火上有効に被覆した場合にはこの限りでない。」とされてきた。今回、解説の5～6行目に「なお、耐火パネルを支持するための金属製取付金具については耐火被覆をすることが望ましい。」と追記されたのは、この「ALC板等について、外壁（非耐力壁）として使用する場合は、鋼材製取付金具」も含めての意味か。	貴見のとおりである。なお、解説に記載のとおりあくまで「・・・望ましい」としている。
5	P14	平成4年の建設省住指発第103号にて、防火地域及び準防火地域以外や、延焼の恐れのある部分以外、または開口部との取り合い等、細かい指導が出ているが、それとの兼ね合いは。	この頁の扱いは、J C B Aとして適切な運用を示したものである。なお、平成4年の通達は現在、技術的助言としての扱いであり参考とするものである。
6	P17	メゾネット型共同住宅内の耐火構造の階段の表側仕上げ材に、木を張ることは可能か。	可能である。
7	P31、P52、P114	P31解説中2段目「よって開放廊下・・・」及びP52「□．開放片廊下型共同住宅の場合」にいう「開放廊下」とは、床面積に算入されない開放廊下にも適用されると考えてよいか。	貴見のとおりである。ここでいう区画は避難経路確保等のためのものであり、床面積の有無には関係ない。

整理 番号	頁	質 問	回 答
8	P32	<p>本文中「原則として当該エレベーターは各階（避難階を除く。）に令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーを設けなければならない。」とあるが、これは避難階には（屋内に通じても）乗降ロビーを設けなくてよいということか。</p>	<p>貴見のとおりである。 （参考：平成12年6月1日施行 改正建築基準法（2年目施行）の解説 P515） ただし特定行政庁によって、防災計画の指導などで避難階にも乗降ロビーを設置することとしているところもあるので各申請先と相談されたい。</p>
9	P42	<p>解説中、3階建て専用住宅についても「本文のとおり階段の途中に扉を設けないことを原則とする。」とあるが、原則をはずして、途中で扉があっても可とできないか。（専用住宅の階段を直通させると居住性に大きな影響を及ぼす他、1階車庫で2階に玄関を設けて屋外階段で地上に避難するような計画が不可能になってしまう）</p> 	<p>解説のなお書きは、専用住宅については柔軟に対応することとした扱いである。ただし書き以下においても「原則」としているのは、ご質問のようなケースについて個別対応できるよう言及したものである。</p>

整理 番号	頁	質 問	回 答
1 0	P46	<p>物販販売業を営む店舗で床面積 1500 m²超とは、複合ビルの場合、物販用途の床面積 1500 m²であり、ビルとしての全床面積ではないという考えでよいのか。</p>	<p>貴見のとおりである。なお、詳細については本文 4 行目「これらの規定において」以下を参照されたい。</p>
1 1	P50	<p>2以上の直通階段を設けなければならない場合の歩行距離は、それぞれが法令上の規定距離を満足させなければならないのか、一方のみでよいのか。</p>	<p>令 1 2 0 条は「居室の各部分からその一に至る歩行距離」とある。よって 2 以上の直通階段すべてに適用されるものではない。</p>

整理 番号	頁	質 問	回 答
1 2	P51	<p>例2)について 下記の場合、屋外階段の踊場と開放ローカを兼用していないとしてよろしいか。 ex1) ex2)</p>  <p>ローカ巾(B) ローカ巾(A)</p> <p>ローカ巾(A)、(B)、(C)は法規上必要な巾とする。</p> <p>ex3)</p> 	<p>ex1) ex2) ex3) 屋外階段Aについては貴見のとおりである。</p> <p>ex3) 屋外階段Bは兼用とみなされる。</p>

整理番号	頁	質 問	回 答
1 3	P52	令第122条本文ただし書きの()書き 階段室の部分、昇降路の昇降路の部分、廊下等の部分が連続している場合、相互間が耐火構造の壁・床・特定防火設備で区画される必要があるか。	必要である。
1 4	P84	P.84 「廊下」における「室」としての排煙設備の適用の要否（緩和）について 「ホテル（31mを超える部分）」において、「廊下も含め100㎡以内ごとに防火区画」がされていれば、「建令126条の2、1項一号」の適用を受けて『廊下』の排煙設備は『不要』としてよいか。 主要都市等では、「廊下」を「室」として認めていない例が見受けられるが、この場合は、その都市行政の指針等を守らなければならないのか。	貴見のとおりであるが、避難上、より高い安全次数を求められる廊下を防火設備等で区画することは好ましい計画ではない。 主要都市においては、従前からの取扱いを踏まえ、地域の特殊性を反映した独自の基準もある。個別の建築計画の判断は申請先が行うこととされており、申請先と排煙計画について十分協議をしてほしい。
1 5	P84	H12 告示 1436 号四八（４）の下地について 防火避難規定の解説 2005（第 6 版）の P.126 解説に記載があるとおり “下地” には間柱や胴縁も含まれるのか。 同解説 2005（第 6 版）の P.101 解説と同様に、H12 告示 1436 号四八（４）は 1.2m 以下の部分についても仕上、下地不燃が適用されるか。	記載のとおりである。 貴見のとおりである。
1 6	P85	図中の玄関部分には非常用照明は不要ということか。	このページは、公衆浴場の浴室・脱衣室の取扱いであり、それ以外の建築物の部分には言及していない（玄関は居室から地上に通ずる通路であるので、当然非常用照明の設置は必要である）。

整理番号	頁	質問	回答
17	P95、P98	<p>2方向道路に接する場合について</p> <p>(1) $L_1 + L_2 < 10m$ のとき、L_1, L_2 の中にそれぞれ代替出入口は必要か。</p> <p>(2) $L_3 + L_4 < 10m$ のときは1ヶ所代替出入口があればよいか。</p> <p>(3) $L_3 + L_4 > 10m$ のとき、L_3 の部分のみに10m以内に1カ所の代替出入口を計画しておけば L_4 部分への設置義務はないか。</p>  	<p>(1)、(2) 貴見のとおりである。</p> <p>(3) については、少なくとも L_3, L_4 で合計2箇所以上の代替出入口が必要となる。下図のように10m以内ごとの区切り線によっては、L_4 に出入口を設けないこともできるが、L_3 部分に2箇所の設置が必要となる。</p> <p>$L_4 < 10m$ の場合</p> 

整理番号	頁	質 問	回 答
18	P96	(2)片廊下型住棟の廊下側に進入口を確保する場合、玄関ドア(防犯仕様)や窓(格子付)は代替進入口となるか。	P99 イ.ロ.により、原則代替進入口とはみなせない。
19	P100	解説なお書きについて 開放時とは、門扉が親子扉や両開き扉の場合などで、通常使用時には1.5m以上確保できないものであっても、非常時に1.5m以上確保できればよいということか。	貴見のとおりである。
20	P122	「不燃性の物品を保管する立体的倉庫」とは、ダンボール(可燃物)で梱包した金属製機械部品(不燃物品)を保管する場合はこれに該当するか。	通常のダンボール梱包程度であれば、火災荷重自体が少なく火災発生危険性は少ないと考えられる。具体の計画については、各申請先と相談されたい。
		令第112条第1項ただし書き第1号の「その他これらに類する用途」には、昭和44年3月3日住指発第26号では「倉庫及び荷捌き施設が含まれる。」とされているが、このページの本文下から4行目には「不燃性の物品を保管する立体的な倉庫」と記載されている。これは標準的な運用が厳しくなっており、単に立体的な倉庫では区画緩和は不可ということか。	当冊子の2002年版から「倉庫」「不燃性の物品を保管する立体的な倉庫」と限定している。行政庁の運用の実態を踏まえ見直したものである。
21	P128	避難経路とならない局所的な階段やエスカレーターで1の吹抜きのみ内部に存するような場合、エレベーターと同様に、吹抜きとの間に縦穴区画を要さない運用は可能か。	運用はできない。

整理 番号	頁	質 問	回 答
2 2	P135	<p>防火上主要な間仕切壁(居室と廊下間)に設ける開口部の制限はあるか(ex.不燃戸等)。 本文上から6行目に(建具を含む)とあるが、不燃建具の意味か。</p>	<p>制限はない(ただし排煙区画として制限される場合は、別途その規定による)。 貴見のとおりである。</p>
2 3	参6.P153	<p>直接外気に開放されている条件として、「廊下の幅以上」となっているが、廊下の幅とは、必要廊下幅(1.2m)程度で可としてよいか。それとも、その部分の実際の廊下幅以上の開放幅が必要か。</p>	<p>後者である。</p>
2 4	参8.P160	<p>P160 2. 3層4段の文章中「上記に示した開放性を確保し防火上の措置を講じる場合には、」 とは、以下のいずれか。 開放性を確保することが防火上の措置を講じること。 開放性を確保し、かつ、防火上の措置を講じること。 上記 とした場合、「防火上の措置」とはどういったものか。</p>	<p>である。 「防火上の措置」とはP159記(1)の四行目以下の措置による。</p>

整理 番号	頁	質 問	回 答
25	その他 (防火区 画)	<p>共同住宅の200㎡以内の住戸については、各条文のただし書き等で一定の緩和がなされているが、条文ごとに次のように解釈してよしいか。</p> <p>令第112条第8・9項は200㎡以内の住戸に限り適用可。</p> <p>令第122条本文ただし書き、令第126条の2ただし書き第一号及び令第129条()書きについては、200㎡を超えた住戸でも200㎡以内ごとに所定の区画をすれば適用可。</p>	<p>貴見のとおりである。</p>
		<p>令第112条第10項の防火区画に接する外壁を90cm以上準耐火構造としなければならぬ部分に給気口等を設ける場合、ダンパー等が必要になってくるか。</p>	<p>令第112条第11項により、スパンドレル部分に開口部を設ける場合は、両面20分の防火設備が必要である(建築設備設計・施工上の指導指針2003年版P62.2-34参照)。</p>
26	その他 (内装制 限)	<p>令第129条第1項第1号イ()書きに「3階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、準不燃材料」とは、当該各用途に供する居室であれば、3階以上に限らず、1・2階も該当するものと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりである。</p>
27	その他 (避難階 段)	<p>令第122条により、5階以上に通ずる直通階段は避難階段とする必要がある。斜面地等で3階が避難階となる建築物の5階から3階までにしか通じない直通階段はこの適用があるか。</p>	<p>避難階段とする必要はない。法文上「階」について定義はないが、5階以上とは地上階(避難階)から数えて5階以上に通ずる直通階段に適用するものと考えられる。</p>

整理 番号	頁	質 問	回 答
28	その他 (特別避難階段)	令第123条第3項各号の要件を満たす階段であれば、付室を設けた屋外避難階段でも可か。	令第123条第3項第2号により(同様の記載が第1項第4号)一定の開口部等を除き階段室は耐火構造の壁で囲むこととなっている。よって屋外避難階段とすることはできない。
29	その他 (避難上の安全検証法)	告示1441号第8第3項 階避難安全検証法を採用する際、1500㎡ごとの防煙区画が必要となるが、有効排煙量を考慮しない場合でも、有効開口部が「0」として有効排煙量を計算し、区画は必要となるということか。	貴見のとおりである。
30	全般	この冊子に載っている運用以外にも、主要都市では例規集等により地域に応じて別の基準を設けている。統一的な運用は図れないものか。	この冊子は日本建築行政会議として「具体的な運用を行う際に考慮すべき事項」をまとめたものである。主要都市では地域の特殊性に応じて、本書によりがたい事項を例規集等で補っているところもある。各特定行政庁と事前に調整を取り、すり合わせを図っていただきたい。
31	全般	この冊子に載っていない旧通達の扱いは運用上、どのような位置付けになっているのか。	通達は「義務を課す類のもの」としてすでに廃止されているもの以外は、地方自治法第235条の4第1項に基づく技術的助言として引き続き有効であり、特定行政庁は必要に応じて参考とするものである。

整理 番号	頁	質 問	回 答
3 2	その他	平成21年2月27日告示225号で内装に関する告示（4月1日施行）が定められたが、なにか具体的な補足資料はないのか。	財団法人日本建築センター（BCJ）機関誌「ビルディングレター」2009.3月号で告示の解説が掲載されているのでご活用いただきたい。またこの告示の解説書「住宅の内装防火設計（仮称）」も発刊される予定である。詳しくはBCJのホームページをご覧ください。

平成21年4月24日回答分

	質問項目	質問内容	回答
	<p>5-1)P20 屋内側防火被覆の取扱い</p>	<p>延焼のおそれのある軒裏部分に換気口を設ける場合、防火構造や準耐火構造としてどのような措置が必要か。 外壁同様、防火ダンパー付きの鉄板等の防火設備を設けてもよいか。 防火構造、準耐火構造として大臣認定を取った換気口が必要か。</p>	<p>「防火設備」とは、法第2条第9号の2口や法第64条において「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に」も設けるものとされており、法制上、軒裏部分に換気口を設けるものではない。以下では、延焼のおそれのある軒裏に関して、告示仕様の場合と大臣認定仕様の場合のそれぞれについて回答する。</p> <p>イ) 告示仕様の軒裏部分に換気口がある場合 防火構造・準耐火構造の軒裏としての性能を確保するため、一般的には、軒裏部分の換気口には防火ダンパー等による延焼防止措置をとることが望ましいと考えられる。このときの措置としては、外壁に用いる防火設備同等の仕様(例:0.8mm以上の鉄板など)を採用することが考えられるが、具体的にはどのような措置をとる必要があるのかは、建築主事・指定確認検査機関にあらかじめ協議のこと。</p> <p>ロ) 大臣認定仕様の軒裏部分に換気口がある場合 大臣認定書の別添に軒裏部分の換気口の仕様が記載されている場合は、当該仕様のとおりでなければ、大臣認定を受けた防火構造・準耐火構造の軒裏とはならない。</p>